

発議案第 27 号

公立小・中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充を
求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1
項の規定により提出します。

令和元年 12 月 11 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	木 下 映 実
賛成者	八千代市議会議員	小 澤 宏 司
	同	成 田 忠 志
	同	河 野 慎 一
	同	堀 口 明 子
	同	塚 本 路 明

提案理由

国に対し、公立小・中学校の体育館へのエアコン整備を早急に進めるため、緊急防災・減災事業債の延長を含めた財政支援の更なる拡充を求める。

これが、本案を提出する理由である。

公立小・中学校の体育館へのエアコン整備に向けた財政支援の拡充を求める意見書

本年は、台風15号・19号、10月25日の大雨などによる大規模災害が相次ぎ、本市においても警戒レベル4の避難勧告が発令され、各避難所の開設が進められたところである。

実際に今秋に起きた3つの災害において、それぞれ避難所が開設されたが、特に台風19号襲来の際には、34か所の避難所が開設され、270世帯550人も多くの住民が各避難所へ避難することとなった。

この度の大規模災害の発生時などには、避難者が長期にわたり避難所生活を送ることも十分に考えられ、避難所における生活環境が心身に与える影響は計り知れない。現在、本市の公立小・中学校の体育館にはエアコンの整備が未着手となっているが、そのような二次被害を防ぐためにも早急な対応が求められる。

また、避難所としての機能もさることながら、猛暑・寒冷の中、体育の授業や全校集会などの学校行事での使用も当然生じるため、避難所の機能向上と児童・生徒の学習環境の向上との両面からも喫緊の課題であることは明白である。

しかしながら、学校の体育館はエアコンの設置を前提に建築されておらず、冷暖房効果を上げるための断熱改修などの大規模な改修が必要である上、実施設計や工事の予算確保など、整備面での課題が多い。

本市が財政負担の軽減を図り、早期に公立小・中学校体育館へのエアコン整備を進めるためには、指定避難所の空調整備が対象事業となる緊急防災・減災事業債など、国の財政支援を活用することが不可欠である。

よって、本市議会は国に対し、公立小・中学校の体育館へのエアコン整備を早急に進めるため、緊急防災・減災事業債の延長を含めた財政支援の更なる拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様

文部科学大臣様